

第14講

社会教育の制度



社会教育とは何か——事例から考える

本講では社会教育について扱いますが、みなさんにとって、社会教育はなじみの薄いものかも知れません。そこで、この節では、社会教育施設の事例を二つ紹介します。

1 愛知県名古屋市天白生涯学習センター

まず、愛知県名古屋市の各区に置かれている生涯学習センター（社会教育施設）の中から、天白生涯学習センターについて紹介します。建物は2階建てで、1階には集会室、美術室、体育室があり、2階には集会室（2室）、視聴覚室、和室（2室）、料理室があります。集会室は学習会や会合などに、美術室は絵画・工芸・手芸などに、体育室はスポーツやレクリエーションに、視聴覚室はピアノ・ビデオ・スライドなどを利用する学習に、和室は学習会・会合のほか舞踊・生け花・着付け・お茶などに、そして料理室は料理やお菓子づくりの実習などに利用できるようになっています。

これらの部屋は、住民による自主サークルが借りて利用することができます。同センターの場合、集会室等を定期的に利用している自主サークルが約100サークル、体育室を利用している自主サークルが約130サークルあります。また、1階にはロビーがあり、市民が語らいや打ち合わせなどに自由に利用できます。

さらに、同センターによる主催事業も実施されています。表14-1を見ると、託児ボランティア養成講座、「親学関連講座」という子育てに関する講座のほか、「発見！大切にしたい 天白の文化」という地域の歴史や文化について学ぶ講座や「みんな楽しく ふれあい卓球」という障害者も参加できるスポーツ講座、区内にある大学との共催によるやや専門的な講座など、多彩な講座が行われています。また、趣味や教養に関する講座には、「グループ自主講座」といって、センターを利用している自主サークルが開設する講座もあります（表14-2）。講座の回数はおおむね5回ほどです。

ほかにも、天白生

表14-1 天白生涯学習センター主催講座の一覧(2011年度前期)

曜日	講座名	対象
月	子どもと素敵なときを過ごしませんか ～託児ボランティア養成講座～(託児付講座)	一般
火	〈なごや学マイスター講座〉 ガイドしませんか 天白の史跡・名所	一般
水	〈親学関連講座〉瞳さらさら	1歳児とその親
	〈なごや学〉発見！大切にしたい 天白の文化	一般
木	〈なごや環境大学共育講座〉大地の恵みに感謝	一般
金	見て 聞いて 味わって！ アジアの文化にふれて	一般
土	〈トライアルサタデー〉森の工作名人になろう	小学3年～中学生
	みんな楽しく ふれあい卓球	小学生～一般
	社会や環境の問題を判断する目を養おう (名城大学との共催)	一般

表14-2 天白生涯学習センター「グループ自主講座」の一覧(2011年度前期)

曜日	講座名	主催者
水	ブログをはじめよう！	天白パソコン同好会
	パソコンに親しもう	天白ITサポート
木	押し花で飾るランチオンマットを作ろう！	押し花アート天白
	英会話を楽しみましょう	天白英会話サークル
日	初めての「クラシックギター」	天白エコアンサンブル

(「名古屋市天白生涯学習センター平成23年度前期主催講座のご案内」をもとに執筆者が作成)

涯学習センターでは、自主サークルの活動発表と交流を目的とした「センターまつり」、「天白こどもまつり」なども実施しています。これらは、センター利用者や住民が実行委員会をつくって職員がそれを援助するという形で、住民が主人公となった企画と運営がなされています。

このように、名古屋市天白生涯学習センターは、地域住民がみずから集って学びたいことを学べる場であるとともに、暮らしやすい地域づくりに向けて学べる拠点にもなっています。

2 埼玉県浦和市（当時）公民館での子ども会活動

次に、社会教育施設の中核である公民館について紹介します。以前の実践ですが、社会教育の理念と現実を理解する上で参考になる実践として、1960年代後半の埼玉県浦和市（現さいたま市）公民館での子ども会活動を取り上げます。

1967年、浦和市の谷田公民館では、公民館を利用する子ども達によって自発的に「チビッコ子ども会」が結成されました。子ども会では、映画会、合唱、サッカーなどの活動が行われていました。なかでも子ども会活動の中軸となっていたのは『子ども新聞』の編集であり、そこには、子どもの詩、短文、マンガなどが掲載されていました。公民館主事の片野親義氏は、子ども達の話し相手になったり、子ども会活動の場として公民館を提供したり、『子ども新聞』づくりのために印刷用具を貸したりなどの形で、子ども達の活動を援助していました。会員数は約250人にもものほり、地域に根ざした活動となっていました。

翌68年、「谷田公民館だより」に「べとなむせんそう」という静岡県の小学校1年生の詩が掲載されました。これは、戦火のなかにいるベトナム人を心配しながら、最後に「せんそうなんて もう よせばいいのにね ばば」と結ばれている詩でした。子ども会の多くのメンバーは、この詩を読んで強い感銘を受けました。それは、子ども会のメンバーも当時のベトナム戦争に心を痛め、彼らなりに平和を願っていたからでしょう。これをきっかけに、子ども会の子どもたちは、『子ども新聞』で「ベトナム特集」を3号にわたって編集し、発行もされました。しかし、子どもたちが編集したこの「ベトナム特集」が、後に

大きな波紋を呼ぶことになったのです。

この特集号のことを知った市の教育委員会は、子ども会活動への介入に乗り出します。同年3月末、教育委員会社会教育課長と係長は谷田公民館を訪れ、『子ども新聞』を没収してしまいました。さらに、後日教育委員会は、片野氏に谷田公民館から教育委員会事務局への異動を内示したのです。この事態に対して、浦和市職員組合や地域住民による反対運動が行われました。しかし、残念ながら片野氏の異動は撤回されませんでした。ただし、運動の成果として、『子ども新聞』は子ども達に返却され、以後の公民館主事の人事異動については、本人の意思が尊重されるようになったのです。

以上の事例から、社会教育とは、学校教育とは別の場で、あるいは学校教育の放課後に、子どもも含めた地域住民がさまざまな活動を通して学ぶ営みであるということがイメージできたのではないかと思います。



2 法における社会教育の意味

ここでは、社会教育が法ではどのように定義されているかについて見ていきましょう。

新教育基本法12条、また新教育基本法の下位法である社会教育法の2条で

教育基本法

- 第12条（社会教育） 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法

- 第2条（社会教育の定義） この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

は、個人や社会の願いに応えるために、学校教育以外の場で行われる教育のことを、社会教育と定義しています。また、新教育基本法12条2項では、社会教育が国や地方自治体によって、図書館⁽¹⁾、博物館⁽²⁾、公民館⁽³⁾などの社会教育施設の設置、学校施設の利用、学習の機会や情報の提供などの方法によって奨励されるべきことが示されています。🏠でとりあげた事例はいずれも、この規定のように地方自治体が設置した社会教育施設を通して社会教育を行っています。

また、新教育基本法では、3条・13条でも社会教育に関係した規定があります。人びとが生涯にわたって学び（生涯学習）、ゆたかな人生を送る上では、学校教育だけでは不十分でしょう。また、学校・家庭・地域住民などが連携協力を進めるとき、学校の力だけに頼るのは無理があると思われます。3条、13条の規定は、こうしたことに、社会教育が大きな役割を期待されているものと読むことができます。

教育基本法

第3条（生涯学習の理念） 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力） 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

3 社会教育制度の理念

🏠では社会教育施設の事例をとりあげましたが、これは、社会教育の制度のあるべき姿について理解するうえでも興味深いものです。ここでは、これらの事例も引きながら、社会教育制度の理念について説明していきます。

1 住民の自由で自主的な学習・教育活動の環境を整える

一つ目の理念として整理できるのは、住民の自由で自主的な学習・教育活動の環境を整えるということです。浦和市の「チビッコ子ども会」の例での、片野氏の子どもたちに対する関わり方を見てください。子どもたちの話し相手になったり、子ども会活動の場を提供したり、「子ども新聞」編集のために印刷用具を貸したりなど、片野氏が常に子どもの自主的な活動の援助に徹していることがわかります。実はこれは社会教育制度の理念に忠実な実践なのです。

法的に見ると、社会教育法の根幹とされる3条1項では、国や地方自治体の役割は、国民が生活に結びついた文化的な教養を自主的に高められるように環境を「醸成^{じょうせい}」⁽⁴⁾することと定められています。また、社会教育主事（地方自治体に置かれる社会教育の専門的職員）の職務は社会教育を行う者への専門的技術的な助言・指導とされていますが、その際、命令・監督は禁止されています（9条の3）。さらに、社会教育施設を中心である公民館は原則として市町村が置くことになっているなど、社会教育法では市町村主義の考えをとっており、地域の実状に合った学習が行えるようになっていきます（21条）。しかも、公民館に公民館運営審議会、地方自治体に社会教育委員を置くことで、住民の意見を社会教

社会教育法

第3条（国及び地方公共団体の任務） 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2～3（略）

第9条の3（社会教育主事及び社会教育主事補の職務） 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

育機関や社会教育行政の運営に活かせるようになっていきます(15~18条・29~31条)。このように、社会教育の制度は、住民が自分たちの生活課題や地域の課題を自由にかつ自主的に学び合える環境づくりを、社会教育行政の役割として定めているのです。

先述の名古屋市天白生涯学習センターなど社会教育施設で実施される主催事業、地域の自主サークルへの部屋貸しなどもまた、住民の自主的な学習を促す環境づくりの一環として行われているのです。

2 生涯にわたる学習権を保障する

社会教育の制度の基本理念として、もう一ついえることがあります。それは、住民の生涯にわたる学習権を保障するということです。

憲法26条の考え方は、いまでは学習権保障の理念として発展しています。この学習権を保障する手だてとしては、一つには学校教育があげられますが、3条で生涯学習の理念も持ち合わせている新教育基本法では、実は、学校教育と並んでもう一つの手だてが定められています。それが社会教育です。

先にも引用した新教育基本法12条、さらに社会教育法2条、3条1項からもわかるように、国や地方自治体は、学校教育以外の場でも、すべての国民があらゆる機会を通して自主的に学べるように、環境を整えなければならないことになっています。また、こうした学校教育以外の学びの場は、社会教育が担うことになっています。つまり、すべての国民は、学校の放課後であっても、学校教育を出た後であっても、社会教育を利用することで、学習権を保障されているのです。日本の人びとは、制度上、学校教育に通っているときのみならず、一生涯にわたって学習権を保障されているといえるのです。

この点を踏まえて、あらためて①の事例に目を向けると、これらの社会教育施設は、公教育として、学校卒業後の地域住民や、子どもたちの放課後の学習権を保障するという役割を忠実に果たしていると見ることはできないでしょうか。

なお、こうした生涯にわたる学習権保障の考え方は、国際的にも共通の考え

となっています。ここでは、国連で教育に関する業務を担っている教育科学文化機関(UNESCO)の議論に注目して説明していきます。

1965年、UNESCOの成人教育部長P.ラングランは生涯教育構想を提起しました。これは、人びとが現代社会の都市化や情報化などの急激な変化に適應するためには、家庭教育、学校教育、社会教育など各種の学習機会を統合し、一生涯にわたる学習・教育を一貫させなければならないという考えに基づいています。その後この構想は、E.ジェルピによって発展させられます。彼は、大企業の多国籍化等がもたらす南北問題も視野に入れながら、抑圧された人びとの人間解放を追求していきました。その成果として、UNESCOは1985年に学習権宣言を発表しました。これは、「人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていく」ものとして学習を位置づけ、学習者の自己決定の必要性を提起し、「人間の生存にとって不可欠な手段」また「基本的権利の1つ」として学習権を位置づけるなど、画期的な内容をもっています。

以上のように、生涯にわたる学習権保障という考え方は、国際的に見ても共通のものとなっているといえます。都市化や情報化によって、わたしたちは学校で学ぶだけでは現代社会の変化についていけなくなってしまいました。また、社会の発展と引きかえに、世界各地で、少数の権力者によって多数の人びとが支配され、貧困や格差の苦しみのなかで悲しい紛争や戦争が起こっています。わたしたちは、学校教育で基礎を学ぶだけではなく、学校教育以外のあらゆる場を通して生涯にわたって学ばなければ、平和でゆたかな人生を送れない時代に生きているのです。UNESCOの生涯教育論や日本の社会教育制度の理念に示された生涯にわたる学習権保障の考え方は、現代社会を主体的にかつ幸せに生きぬく術を身につけるためには、不可欠なものなのです。

学習権宣言（1985年3月29日、第4回 UNESCO 国際成人教育会議）

学習権を承認するか否かは、人類にとって、これまでもまして重要な課題となっている。

学習権とは、

- 読み書きの権利であり、
- 問い続け、深く考える権利であり、
- 想像し、創造する権利であり、
- 自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、
- あらゆる教育の手だてを得る権利であり、
- 個人的・集団的力量を発達させる権利である。

成人教育バリ会議は、この権利の重要性を再確認する。

学習権は未来のためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない。

それは、生き残るという問題が解決されてから生じる権利ではない。

それは、基礎的な欲求が満たされたあとに行使されるようなものではない。

学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である。

もし、世界の人々が、食料の生産やその他の基本的な人間の欲求が満たされることを望むならば、世界の人々は学習権をもたなければならない。

もし、女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権をもたなければならない。

もし、わたしたちが戦争を避けようとするなら、平和に生きることを学び、お互いに理解し合うことを学ばねばならない。

“学習”こそはキーワードである。

学習権なくしては、人間の発達はあり得ない。

学習権なくしては、農業や工業の躍進も地域の健康の増進もなく、そして、さらに学習条件の改善もないであろう。

この権利なしには、都市や農村で働く人たちの生活水準の向上もないであろう。

端的にいえば、このように学習権を理解することは、今日人類にとって決定的に重要な諸問題を解決するために、わたしたちがなす最善の貢献の1つなのである。

しかし、学習権はたんなる経済発展の手段ではない。それは基本的権利の1つとしてとらえられなければならない。学習活動はあらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々を、なりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである。

（後略）

（国民教育研究所 訳）

4 社会教育制度の権力統制的な側面

1 不当配転の原因は何か？

さて、**4s**で学んだ社会教育制度の理念から考えてみると、一つの疑問が出てくると思います。それは、先の事例の片野氏は、社会教育の理念にもとづいて実践をすすめてきたのに、なぜ公民館から別部署に配転されなければならなかったのか、ということです。確かに、片野氏は子ども会の自主的な活動のサポートに徹してきたのですから、その仕事ぶりは奨励されるべきものであって、配転されなければならない理由はないはずですが。

この疑問を解こうとするとき、私たちは次のことを知っておく必要があります。それは、社会教育制度には、実は、権力的な統制をすすめる性格も強いということです。そのことが、片野氏の配転と関わっているのです。

4sでは、社会教育制度の理念として、人びとの権利を保障しようとする性格があることを説明しました。とはいえ、社会教育行政は、現実には国・地方自治体といった権力の機関によって行われています。したがって、社会教育の制度には、権力に近い人びとや組織の考えが大きく入り込まざるをえません。それゆえ、社会教育の制度には、どうしても権力や国にとって都合のいい人間を育てるために、社会教育を権力や国の方針に従わせようとするところが出てくるのです。つまり、社会教育制度には、住民の願いに応える権利保障としての性格もありますが、一方で権力統制的な性格もあるのです。

法的に見ても、例えば、国・地方自治体は、社会教育に関する事業をおこなうグループ（社会教育関係団体）に対して、条件付きで補助金を交付することが認められています（社会教育法13条）。これは、権力の機関が、補助金を通して、地域で活動する社会教育関係団体をコントロールするおそれのある規定です。また、同法では、市町村教育委員会の事務として、青少年に対する社会奉仕体験活動の提供を挙げられています（同5条）。社会奉仕体験活動は、もともと2000年に、首相の諮問機関「教育改革国民会議」において提言されたものです。この提言の背景には、戦前の徴兵制や勤労奉仕や学徒動員を肯定する考え方があり

社会教育法

第5条(市町村の教育委員会の事務) 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1～13(略)

14 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

15～19(略)

第13条(審議会等への諮問) 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。)で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議(社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関)の意見を聴いて行わなければならない。

ました。つまり、この規定によって、子どもたちの自発的な思いを無視した強制的な事業が教育現場に持ち込まれるおそれが出てくるのです。

こうした相反する二つの性格を持った制度の影響で、住民の学習権を保障するはずの社会教育行政は、たびたび権利保障とは正反対の行為を行っています。片野氏を他部署へ配転したことも、こうした行為の一つなのです。確かに、片野氏は、社会教育制度の理念にそった仕事をしていました。しかし、当時日本は、ベトナム戦争を進めるアメリカの基地となり原子力潜水艦や空母の日本への寄港など、ベトナム戦争と関わりを持っていました。したがって、『子ども新聞』での子どもたちの学びは、ベトナム戦争を支持する人びとから批判されるおそれがあったのです。当時の教育委員会の管理職は、そうした批判から身を守るために、子ども会の活動を否定し、それを援助していた片野氏を子どもたちから引き離そうとしたのだと考えられます。

なお、片野氏が配転されたのは1968年でしたが、社会教育職員がその意志に反して他部署に配転される事件(不当配転)は、近年もたびたび起こっています⁽⁵⁾。ほかにも、社会教育制度と行政の権力統制的な性格が表れる事例として

は、公民館などで企画された事業に行政が介入する現象などがあります⁽⁶⁾。

2 生涯学習政策と教育基本法改定

以上のように、社会教育制度には、常に時の権力の方針に現場を従わせようとするところがありますが、この性格は今も変わらず続いています。

1980年代以降、日本でも国の臨時教育審議会によって「生涯学習体系への移行」が叫ばれるようになり、1990年には「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(生涯学習振興整備法)が施行されましたが、こうした生涯学習政策は、先に紹介したUNESCOの生涯教育の理念とは大きく性格の違うものでした。日本の生涯学習政策には大きく二つの特徴がありました。一つは、社会教育を市場に委ねようという性格です。このことにより、社会教育が営利目的の事業になり、それゆえに社会教育活動に関する料金が値上げされ、経済的に余裕のない人びとが学びづらくなるおそれが出てきました。もう一つは、社会教育の「上から」のコントロールを進めようとする性格です。生涯学習振興整備法は、社会教育制度の理念である市町村主義とは違い、都道府県主義の発想に立っています。これにより、市町村の社会教育行政が、各地域の事情よりも国や都道府県といった「上から」の意向に左右されやすくなるおそれが出てきました。

この影響で、各地の社会教育行政は大きく変化していきました。そこでは、財政保障の後退、社会教育施設や事業の民営化、学ぶ者の自己負担の強化、行政による社会教育や住民の実践・学習活動への介入など、住民の学習権が侵害されかねない事態が起こっています。

このように、近年の社会教育制度の権力的な統制には、社会教育を市場に委ねようという意図も含まれるようになりました。このことは、近年の法の改正によって一層強められています。

まず、2006年に教育基本法が改定されました。社会教育に関係した条文についてもさまざまな変化がありました。例えば、新教育基本法で「図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置(傍点引用者)」とされている規定(12

条)は、旧教育基本法では「図書館、博物館、公民館等の施設の設置」(7条)という表現でした。旧法と比較してみると、新法は、図書館・博物館・公民館以外の類の社会教育施設の設置を促進しようとしているものと読めます。近年の社会教育制度の動きから推測すれば、この規定によって、営利事業者による施設の運営や管理を、社会教育行政が「奨励」という事態が起こりかねません。また、新教育基本法の「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(13条)についても、同法2条の国に従順な国民育成に陥りかねない教育目標のもとでは、権力の支配を地域のすみずみに広げるネットワークづくりにつながるおそれがあります。新教育基本法は、基本的に生涯学習政策の流れを一層本格化するものであったといえます。さらに、2008年には、教育基本法改定の理念を具体化する形で、社会教育法も大幅に改正されました。

5 社会教育制度を発展させるために

このように、今、社会教育制度の権力統制的な性格は強まってきています。また一方で、社会教育行政は縮小への道を歩んでおり、社会教育制度が本来もっている理念に忠実な実践が難しくなっています。社会教育の制度は、まさに予断を許さない状況にさしかかっています。

しかし、憲法26条その他の規定や、社会教育法の根幹である3条1項の規定は、まだ変更されずに残っています。学習権の理念や社会教育制度の理念そのものは、決して根本から否定されたわけではないのです。また、現代社会の大きな変動のなかでは、人びとは、学校教育だけでなく、生涯にわたって学ぶことがどうしても必要になっています。社会教育の存在意義は、今後ますます大きくなることはあっても、小さくなることはないのです。社会教育の制度は、もっと充実させられなければなりません。

このことを踏まえれば、社会教育制度の改善を、これからもあきらめずに追求していくことが必要です。では、社会教育制度を発展させるためには、何が必要なのでしょう。これまでの社会教育の歴史に学ぶならば、次のことが課

コラム 14-1

岡山市の公民館充実運動の取り組み

社会教育法は社会教育制度の理念が示された重要な法だが、社会教育職員制度については、公民館主事が必要になっていないという弱点がある(27条)。このため、全国の社会教育職員の多くは、厳しい労働条件で仕事をせざるをえない状況である。岡山市も例外ではなく、地区公民館はもともと、館長も職員も嘱託職員であった。このため、公民館職員の多くは、市の職員労働組合に加入し、労働条件改善の運動を1980年代から進めてきた。その特徴は、次の通りである。

まず一つ目に、市民の生活課題や地域の課題に応える公民館実践を徹底して追求してきたことである。例えば、岡山市の公民館は、1989年度から、婦人学級や婦人ボランティア教室に取り組み、女性の自立や生き方についての学びを積み重ねてきた。そこでは、公民館利用者が事業運営に主体的に参加する方式がとられた。この実践で育った女性たちは、絵本の読み聞かせ、公民館文庫活動、人形劇グループ、手話グループなど様々な形で地域の文化発展に貢献している。中には、市の男女共同参画の政策づくりに貢献した市民もいたとのことである。この事実を、公民館が地域の発展にとって不可欠なものであることを、住民と市行政の両方に理解させることにつながったと考えられる。

二つ目は、こうした実践を行える専門的力量をつけるために、公民館職員が自主的な学習活動を積み重ねてきたということである。岡山市の公民館職員は、社会教育の専門誌を読む学習会、民間の社会教育研修会(社会教育研究全国集会)への参加、実践記録集づくり、公民館職員講座などを長年積み重ねてきた。そして、そこで学んだ成果を自らの実践に活かそうと努力してきたのである。

三つ目は、実践を基礎につくられた職員と市民のネットワークをもとにして、公民館職員の専門職化を市当局に要求し続けたことである。公民館実践を通して信頼関係を深めた公民館職員と利用者たちは、1995年「岡山市の公民館を考える会」を結成し、市民と職員とのネットワークと世論づくりに取り組んできた。また、「公民館を考えるつどい」、請願署名、団体交渉などを通して、公民館の充実を市に要求してきた。

こうしたねばり強い運動の結果、2001年度から、公民館の嘱託職員は、将来的な正規職員への登用をも展望した「任期付職員」に順次切り替えられることになったのである。

もっとも、この制度改善によって、問題の全てが解決されたわけではないだろう。しかし、この岡山市の公民館充実運動の歴史は、社会教育制度の改善のためには何が必要かを考える上で、大事なことをわたしたちに教えてくれる。

題になるでしょう。

まず一つ目に、社会教育関係者が、社会教育制度の理念に忠実な実践を、現場で可能な限り追求することです。特に、一人ひとりの住民の願い、地域社会の課題を正確につかみ、それにもとづいた実践をできる限り追求するよう努力することが大切です。今日の制度の枠内では、困難も多いと思いますが、こうした中でも可能な実践を追求すること、また実践的な力量をつけるために学び続けることが、住民との信頼関係の構築につながります。

二つ目は、社会教育関係者と住民の信頼関係をもとにして、社会教育制度を変えていくための世論を高めていくことです。実践を軸に築かれた信頼関係は、社会教育制度を変えていく上での基礎になります。社会教育関係者が住民との幅広く確かな信頼関係をつくっていれば、制度改善の必要を関係者が訴えた時、これを多くの住民に理解してもらうことが可能となるでしょう。こうして形づくられた世論の高まりは、社会教育制度の改善に向けて大きな力となるのです。

先述の浦和市公民館での事例や岡山市の公民館充実運動〔●コラム14-1〕は、上記の二つのことの大切さを物語っています。浦和市の事例では、片野氏が子どもたちの活動への援助を通して、子どもや地域住民からの厚い信頼を得ていたからこそ、片野氏が配転を内示された時、片野氏を守ろうと多くの住民が立ち上がったと考えられます。また、岡山市の事例では、公民館職員が住民のために実践を積み重ねてきたことが、住民とのネットワークによる公民館充実運動の発展につながったと考えられます。

わたしたちには、こうした社会教育の歴史に学びながら、社会教育の制度改善に向けた努力を積み重ねることが求められているのです。

【注】

- (1) 図書館とは、図書や記録などの資料を収集・整理・保存して、一般公衆が利用できるようにすることで、一般公衆の学習に役立てることを目的とする施設です(図書館法2条)。
- (2) 博物館とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学などに関する資料を収集・保管・展

示することで、一般公衆の学習に役立てるとともに、これらの資料に関する調査研究を行うことを目的とする施設です(博物館法2条)。

- (3) 公民館とは、一定区域内の住民の学習のための施設で、教養の向上、健康の増進、情操の純化、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的とした施設です(社会教育法20条)。
- (4) 「醸成」とは、機運・雰囲気などを次第につくり出すという意味です(『広辞苑(第5版)』)。社会教育法3条1項にこの言葉が使われているところに、社会教育の制度がいかに住民の自主的な学習・教育を大切に考えているかがうかがえます。
- (5) 近年では、東京都保谷市(現西東京市)で社会教育主事として勤務していた藤野孝一氏が、年度途中の1996年7月に、突然一般行政部局(総務部庶務課情報公開係)に配転された事件があります。
- (6) 近年では、2005年、東京都国分寺市で、公民館と市民が企画した連続講座(文部科学省の委託事業「人権教育推進教育のための調査研究事業」)に対して、都の教育委員会が講師人選(ジェンダー研究で著名な上野千鶴子氏)を「ふさわしくない」とした事件があります。結果として、国分寺市は、事業の実施を断念しました。

【引用・参考文献】

- ・片野親義『社会教育における出会いと学び』ひとなる書房、2002年、62-103ページ。
- ・小川利夫『生涯教育と社会教育(小川利夫社会教育論集第一巻)』亜紀書房、1997年、361-369ページ。
- ・小川利夫『社会教育と国民の学習権』勁草書房、1973年。
- ・姉崎洋一「社会教育の法と行政——社会教育法の理念と「改正」問題の現段階」小川利夫・新海英行編『新社会教育講義』大空社、1991年、78-104ページ。
- ・中山弘之「社会教育行政における社会教育事業——その位置と存在意義について」『月刊社会教育』第662号、2010年12月。
- ・新海英行『現代生涯学習の創造と展開』新海英行・牧野篤編著『現代世界の生涯学習』大学教育出版、2002年、1-15ページ。
- ・長澤成次『現代生涯学習と社会教育の自由』学文社、2006年。
- ・日本教育法学会教育基本法研究特別委員会編『教育の国家統制法』母と子社、2006年。
- ・古谷健太「藤野さんの不当配転撤回運動に関わらざるを得なくなって」『月刊社会教育』第563号、2002年9月。
- ・藤野孝一「不当配転撤回運動の縮くりに」『月刊社会教育』第565号、2002年11月。
- ・荒井文昭「社会教育主事・藤野孝一さんの取り組みから学んだこと」『月刊社会教育』第565号、2002年11月。
- ・「〈資料〉国分寺市人権講座講師拒否問題関連年表」『月刊社会教育』第609号、2006年7月。
- ・岡山市職員労働組合公民館職員の会編『市民が輝き、地域が輝く公民館』エイデル研究所、2002年。